

令和3年第5回京丹波町議会臨時会

令和3年8月20日（金）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第53号 令和3年度 教育委員会公用車（学校給食配送車）購入契約について

第 6 議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1 番 岩 田 恵 一 君

2 番 野 口 正 利 君

3 番 谷 口 勝 己 君

4 番 隅 山 卓 夫 君

5 番 村 山 良 夫 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 鈴 木 利 明 君

8 番 西 山 芳 明 君

9 番 北 尾 潤 君

11 番 東 まさ子 君

12 番 山 田 均 君

13 番 谷 山 眞智子 君

14 番 篠 塚 信太郎 君

15 番 森 田 幸 子 君

16番 梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町	長	太田	昇君
副町	長	谷	俊明君
参事		中尾	達也君
参事		山森	英二君
企画財政課	長	松山	征義君
総務課	長	長澤	誠君
福祉支援課	長	岡本	明美君
教育	長	樹山	静雄君
教育	次長	堂本	光浩君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局	長	堀	友輔
書	記	山口	知哉

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、議場内では、出席者及び傍聴者におかれても全員マスク着用としております。

ほかにも、感染防止対応のため、議場内の空気換気の実施、また、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席に空間を取り、着席いただくようにしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、3密の状況を回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑・応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第5回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・村山良夫君、6番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されております案件は、議案第52号ほか2件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

8月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議を行い、同日に全員協議会が開催されました。

7月28日に総務文教常任委員会、8月10日に産業建設常任委員会、8月17日に新庁舎建設特別委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究を実施していただきました。

議会広報常任委員会には、議会だより第71号の発行をいただきました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～日程第6、議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

町長の提案理由説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第5回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

議案第53号 令和3年度 教育委員会公用車（学校給食配送車）購入契約につきましては、老朽化が著しい車両について更新を行うもので、配送車2トン1台を有限会社野村自動車工業から720万3,900円で購入しようとするものであります。

議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正前の額128億5,510万4,000円に今回3,624万5,000円を追加し、補正後

の額を128億9,134万9,000円とすることをお願いしております。

災害時の緊急情報などの伝達手段として、本年4月から運用を開始しております京丹波あんしんアプリの利用につきまして、視覚または聴覚に障害のある方や75歳以上の高齢者世帯など、情報入手に対し一定の支援を必要とされます方を対象に対策を講じるものであります。

具体的には、支援を希望されます方に対してタブレットを配布し、環境の確保を図るものであります。

また、新たに京丹波あんしんアプリで配信された情報を本町ケーブルテレビの自主放送番組でも伝えることができるよう、京丹波あんしんアプリと連携したデータ放送システムの導入経費につきまして予算計上をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案書2枚目の新旧対照表をご覧ください。

現行の個人情報保護条例第24条の2につきましては、同条例の第2条の規定で定めております実施機関、つまり町長、教育委員会、選挙管理委員会等々でございますが、その実施機関が保有する個人情報等記録の訂正を実施した場合は、総務大臣及び情報提供の求めができる機関である情報照会者または情報提供の求めに応じて情報を請求することができる機関である情報提供者に対しまして、その旨を書面により通知することを規定しているものでございますが、改正点といたしましては、町長の提案理由説明にもございましたとおり、1つは、番号法第2条第14項の規定に伴いまして、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に改正されたことに伴う改正。2つ目には、番号法第19条に規定されております個人情報が提供できる場合といたしまして、16号あった規定に第4号として1号が追加され、第4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がったことから第7号を第8号に改正するものでございます。

なお、施行日といたしましては、令和3年9月1日となっております。

以上、議案第52号につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） それでは、議案第53号 令和3年度 教育委員会公用車（学校給食配送車）購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

現在、丹波学校給食センターに配備しております配送車につきましては、竹野小学校と下山小学校の児童や教職員用といたしまして約100名分の給食を配送しておりますが、平成12年の初年度登録から約20年を経過し、老朽化に伴う更新といたしまして、学校給食配送車1台を有限会社野村自動車工業から購入するものでございます。

議案書の次のページから仕様の概要を記載させていただいております。

品名といたしましては、日野 デュトロ ドライバン スイングゲートでございまして、2トンの普通貨物自動車で、給食用コンテナを安全に積みおろしするための荷室のリアゲートに能力1,000キログラムの昇降用リフトを装備するほか、配送時にキャスター付きコンテナを安定的に固定するための仕切りを設けるなど、学校給食配送用の特別架装を施すことといたしております。

なお、契約期間につきましては、令和4年3月18日までとしておりますけれども、現在の配送車の走行距離が18万キロメートルを超えまして、より安全な学校給食の提供のため、さらにはコロナ禍にありまして、荷台部分の架装機関に不測の事態も予想されますことから、可能な限りの早期更新を目指したく本臨時会での即時審議をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書7ページ、歳出をご覧ください。

冒頭、町長の提案説明にもございましたとおり、ケーブルテレビ告知放送の終了に伴い、災害時の緊急情報や生活情報などの伝達手段として、本年4月から運用を開始しております京丹波あんしんアプリの利用につきまして、情報入手に対し一定の支援を必要とされます方を対象に調査を行い、対象者に対して3年の期間において通信環境の確保に向けた支援策を講じようとするものであります。

具体的には、視覚または聴覚に障害のある方や75歳以上の高齢者のみの世帯の方々を対象とした意向調査を基に、情報入手に対し一定の支援を希望される方に対してタブレットの配布及び設置や操作説明など一体的な対応を図るものでありまして、所要の経費につつま

して計上をお願いするものであります。

初めに、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の社会福祉生活情報確保支援事業では、12節、委託料に2,119万7,000円の計上をお願いしております。75歳以上の高齢者のみの世帯の方々を対象に実施しました意向調査を基に支援を希望される方をはじめ、現在未回答の方などへの対応分も一定想定の上、全体で410台分にかかる経費につきまして計上をお願いしております。

同じく、3目、障害者福祉費におきましても、障害者生活情報確保支援事業として、12節、委託料に206万8,000円の計上をお願いするものであります。75歳以上の高齢者のみの世帯の方々と同様に、視覚または聴覚に障害のある方を対象に実施しました調査を基に支援を希望される方をはじめ、未回答の方などへの対応分も一定想定の上、全体で40台分に係る経費につきまして計上をお願いしております。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、7目、農村情報施設管理費のCATV施設管理事業に1,298万円の計上をお願いするものであります。ケーブルテレビ自主放送番組にデータ放送システムを導入し、京丹波あんしんアプリで配信される情報をテレビでも入手できる仕組みを構築するものでありまして、12節、委託料にデータ放送システム導入作業委託料として計上するものであります。

具体的には、各家庭のテレビで11チャンネルの自主放送番組をご覧いただきながら、テレビのリモコンのDボタンを押していただくことで情報が入手できる仕組みであり、自主放送番組における利便性向上を図るものであります。

次に、戻っていただきまして事項別明細書5ページ、歳入をお願いします。

12款、1項、1目、地方交付税につきまして、普通交付税に3,624万5,000円を計上しております。新たに創設されました地域デジタル社会推進費を含み算定された本年度交付額のうち、今回の補正予算に必要な財源相当額について計上をお願いするものであります。

以上、議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

野口君。

○2番（野口正利君） 総務大臣から内閣総理大臣へ改正されるに当たり、1点お伺いをさせていただきます。

第24条の2を受けまして、第25条、費用の負担というところがあるんですが、第25条第2項に自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないとあります。総務大臣から内閣総理大臣に改正されるに当たり、この費用が増えるのかなと思うんですけども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今おっしゃってくださったとおり、この改正に伴いまして、費用につきましては、各それぞれ個人によって必要に応じて、求める書類に応じて費用が発生してくると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 番号法の第19条が改正されて、個人情報提供できる場合として1号追加されたということでありまして。第19条については、特定個人情報を第三者に提供することを第19条で定めている場合を除いて禁止しているわけでありましてけれども、今回1号追加されたということで、どういうことが追加されたのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 第19条につきましては先ほども説明をさせていただきましたように、当初は16号ありまして、第4号が追加されたことによりまして、全部で17号という数になったところでございます。

第4号が追加された内容についてでございますが、従業員本人の同意があった場合、転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とするというものでありまして、具体的に申しますと、転職されて、ほかの企業なり会社に行かれた場合に、現在働いていらっしゃる情報を次に転職される先の会社等に提供するということに対しまして、あくまで本人の同意を得た上で提供ができるようになったという条項が1号として追加されたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回の追加によって個人の同意の上、企業社間で個人情報を提供できるということでありましてけれども、新しい企業へ転職した場合、情報提供のことを問われた場合、拒否というか駄目だということが難しいのではないかと考えております。結果

的にはプライバシーの侵害につながるのではないかというふうに思いますけれども、そのあたりはどのように見解をお持ちですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それぞれ現在働いていらっしゃる会社なり企業におきましては、その従業員の方の情報はある程度お持ちだというように理解しております。したがって、そういった情報提供を拒否されたとしても、次の移られた会社で聞き取り調査が行われることになろうかと思うんですが、その際につきましても、自分が望まない情報の提供は拒否されると思いますし、特定個人情報につきましても、個々の意思に基づいて提供されるようなシステムとなっておりますので、個々の判断ということで委ねられておりますので、個々の事情につきましてもこの場では判断しかねるところがありますが、基本的には個人の同意を得なければならないということでございますので、そのあたりで個人情報が守られてくるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 今のことで1点お伺いします。

追加された条文の必要性というのはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 情報社会という中で、やはりこういった個人情報が守られるというのが相互にうまく連携しながら進んでいくというように考えております。したがって、特定の個人情報がもちろん守られながら、スムーズにうまく活用していく社会ということでこういった文言が追加されたと理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されている京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されている議案は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴う本町の個人情報保護条例の一部を改正するものでありますが、本改正に伴って従業員本人の同意がある場合、転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする条文を追加するものであります。この条文の追加は、マイナンバーを含む個人情報の利用拡大を図るものであり、個人情報保護を求める住民に応えた本町の個人情報保護条例を制限することになり、プライバシー侵害など住民の利益とは相入れません。

よって、ただいま提案されている京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定には反対といたします。

以上、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

議案第52号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和3年度 教育委員会公用車（学校給食配送車）購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

今回、配送車を更新されるということでございますが、1つは、20年経過して18万キロメートル走行しておるといように説明を受けて、老朽化したというのが更新の理由だということでした。現在のものを処分するというような報告も受けたんですけども、下取りとか競売にかけるとかいろいろ方法はあると思うんですけども、どのような考え方なのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 現車両は売払いをするということでございます。過去にもバス等の売払いをした経過がございまして、同じように入札によりましてこの車両につきましても売払いをするというような予定を現在しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 入札をして処分をするということも当然だと思うんですけども、ということは、一定まだ使用が可能だということを前提にして入札にかけられると思うんです。配送車として使っていくにはいろんな障害があるけども、ほかに利用方法としてはあるという考え方で競売にかけるといふことなのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） おっしゃるとおりでございまして、入札にかけた時点でそれぞれ入札をされる方は使用目的が違ふと思います。修理に多額がかかるというようなことも前提にして入札に参加されるということもあろうかと思しますので、それぞれの入札者の意向によって入札を行っていくというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号 令和3年度 教育委員会公用車（学校給食配送車）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

今回、タブレットがそれぞれ高齢者の方に行くということで、410台は予定に入ってるんですけど、手元に渡るのはいつ頃の予定であるのか。1点お伺いします。

それと、説明の中で3年間は公費で貸与するという説明でございましたが、その後の対応というのはどうなるのか。一番問題なのは利用料と思うんですけども、その点をお伺いしたい。

1台5万1,700円、高額のように私は思うんですけども、見本の写真とかそういったものがあれば提出をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました3点につきましてお答えさせていただきます。

1番目の利用者の方へいつ頃手元に届くかという点につきましては、本日、補正予算をお願いしておりまして、議決をいただきましたら、業者選定からでございますけれども、できるだけ早急に契約等をさせていただきたいと考えております。若干、物品の調達等に時間がかかるかと思っておりますので、一月程度はそういった準備期間が必要ではないかと考えております。できるだけ早期に10月からの設置等を目指して準備のほうを進めさせていただきたいと考えております。

それから、2番目の3年間の公費の後の利用料等の考え方につきましては、まだ現時点では3年間ということを考えておりますけれども、これを運用させていただく中で今後の状況について把握をして、また検討をさせていただきたいと考えております。

税込みで1台5万1,700円という単価を見積りのほうで示してもらっておりまして、申し訳ございませんが、写真等は手元にご覧いただけませんが、費用の内訳としましては、あくまでも見積り段階でございますけれども、タブレットの本体としまして1台当たり3万円を見込ませていただいております。それから、登録費用が1台につき3,000円、アプリのダウンロードなり使用説明ということで7,000円、それから、ご本人が本来ご負担いただくべき利用料ということで1,000円、合計4つを足しますと1台当たり4万7,

000円となりまして、それに消費税を掛けて5万1,700円ということで現時点では見積りとして確認をさせていただいております。

補足でございますが、月額利用料1,000円ということで、今年度につきましては9月からの見込みということで7,000円を見込ませていただいております。

そういうことで、もう一度申し上げますと、タブレットが3万円、登録費用が3,000円、アプリのダウンロードなり使用説明が7,000円、月額利用料として今年度分7,000円、合計4万7,000円に消費税を掛けて5万1,700円、そういった形で予算を見込ませていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、説明いただきまして、本人利用料ということで月額1,000円ということですが、9月からですか。予定としては10月から手元にいくということなので、10月からの利用料になるのではないんですか。その1点お伺いします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 1台当たりの単価ですけれども、これはあくまでも予算を算定する上での見込みということでございます。本日、議会に上程し議決をいただくという中で、先ほど福祉支援課長からもございましたとおり、できるだけ可能な限り早期にということで、可能性としてはないというわけではありませんので、一定予算といたしましては、9月分から確保させていただいて取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 8ページ、今、坂本議員が質問されたページなんですが、4点お伺いいたします。

3年間を無料とされた理由というか、どのようなことで3年間とされたのかお伺いいたします。

2点目は、中途の申請もできるのかどうか。その場合の期間はどうか。

3点目、希望される方の費用は一切ないのか。ネット環境はどうか。

最下段のCATV施設管理事業について1点。これは期限なしの事業であるのか。その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました1点目の3年間という期限を設けた経過につきましては、福祉の施策ということで、一定3年をめどに状況を見てということで期間を設けさせていただいております。

それから、2番目の途中から希望された方の対応につきましては、個別対応ということで状況に応じて対応をさせていただきたいと思っております。

ネットワークの環境につきましては、携帯電話のネットワーク網ということでそのままお使いいただけますので、通信可能ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 最後のご質問のケーブルテレビ、データ放送の関係ですけれども、これは一旦導入しますとずっとご覧いただけるという内容でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 申し訳ございませんでした。途中から希望された方の対応につきましては、一定今の時点では制度創設から3年間ということをおもっておりますけれども、設置をさせていただく時期にもよるかと思えますし、またそのあたりは状況に応じて検討をさせていただきたいということで、現時点ではさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 1点だけお聞きしておきます。

8ページの一番下段ですけれども、このシステムを導入できたら、従前もCATVの放送で情報を皆さんに提供していたので、同じことができるということなんですか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 特に議員がおっしゃってるのは緊急情報についてでございますが、これにつきましては、もう現在、11チャンネルの放送をご覧いただくと緊急情報、例えばこの間の大雨警報とかそういったものがL字放送という形で既に供用を開始させていただいております。

今回、ケーブルテレビのデータ放送を使ったシステムといいますものは、今までにないのでございまして、11チャンネルをご覧いただきながらテレビのリモコンのDボタンを押

していただくとそういったアプリの項目が左端のほうに出てきまして、そこを選択いただくとアプリで配信している内容がテレビでご覧いただけるというものでございます。議員がおっしゃっていただいたのは、緊急情報に係る部分だと思います。その部分につきましては、先ほどのとおり、既にサービス提供をしているということです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと私の質問がまずかったのかも分かりませんが、この新しいシステムにすれば、従来のCATVで放送している情報と異なるのか。同じことが受けられるのかということをお聞きしたかったんです。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 失礼しました。

基本的には文字放送というものでお知らせをさせていただいてる内容、これと同じような内容をアプリでも配信はしておりますので、それがデータ放送で確認できるというような内容でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そういうことになれば、その上のタブレットは不要になるのではないですか。皆さん今まではCATVの放送でそういう情報を入れておられて、わざわざタブレットで見直さなくても、従来どおりテレビで見られたら同じことが見られる。2,300万円ほどは無駄な経費になるのではないですか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） ただいまのご質問でございますけれども、まず、あんしんアプリといいますものは、基本的には災害時、緊急情報伝達手段の確保という部分で新たに導入したシステムということで、従来から災害時に停波等によりましてテレビが映らなくなるといったときに情報伝達の手段がなくなるという中で、それを解消するためのあくまでも緊急情報を伝える手段として導入をしたもので、そのオプションといたしまして一定の生活情報の提供を行ってるということでございます。ですので、緊急時の災害情報伝達という観点からは、やはりこういったものが必要になってくるということでございます。今回のケーブルテレビでのデータ放送につきましては、やはり本人さんがその場で自分で選んでいただいていたということになります。そういった機能も付加することでケーブルテレビも自主放送番組につきましても、今まではいろんな情報をローリングで流しているような状況

でございます、なかなかピンポイントでというところについては課題もございました。こういったところも解消する意味で、あくまでもケーブルテレビの自主放送番組の改善強化という発想で取組をさせていただくものでございますので、こういった観点で両方とも必要なものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 令和2年度に国のほうからデジタル活用支援推進事業というので、予算として9億3,000万円が出ておりまして、公募なんですけれども、そういうふうな活用ができなかったのかなと思うんですけれども、その点をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財源の関係でございますけれども、今回の事業につきましては、令和3年度の事業ということでございますので、国のデジタル化の動きが推進されてる中で、本年度につきましては、普通交付税の基準財政需要額の中に地域社会全体のデジタル化を推進ということで、令和3年度、令和4年度の2か年に限りまして、地域デジタル社会推進費というものが創設をされました。今回の事業につきましては、そういった交付税の基準財政需要額、措置された部分を活用して取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○12番（山田均君） ちょっと何点か伺っておきたいと思うんですけれども、今回タブレットの台数を75歳以上の世帯に対しては410台、障害のある方については40台ということで予算化されております。調査票を送付して回収をされて、今の説明では若干余裕を持ってということなんですけれども、具体的には配付した対象者の人数なり回答があったのは何人で、その中でタブレットを希望というのは何人なのか。それぞれ75歳以上の世帯の分と障害のある方の分について正確に報告をまず求めたいと思います。

75歳以下の世帯でもスマートフォンとかメールができる携帯を持たない方もいると思うんですけれども、こういう方に対する対策というのは考えておられないのか伺っておきたいと思います。

それから、75歳以上の世帯に送った調査票では、7月13日までに返送をしていただきたいということで調査票を回収しておるわけでございますが、今日が8月20日で1か月以

上たっておるわけで、調査票に回答したけど何も連絡がないということで、どうなってるのかという、今、台風とか大雨とか警報も出されている中で、情報が分からないという訴えもあったわけです。その辺の考え方というのは、9月の末とか10月になれば台風も来るわけで、本来なら一番必要なときにそういうものが行き渡らないということになるんですけども、対策というのは考えておられるのか伺っておきます。

それから、タブレットの価格ですけども、今3万円ということでした。これまで聞いている説明では、情報伝達しか使えないタブレットであれば、一般的なタブレットとは相当価格が違うと思うんですけども、あくまでも今の予算の段階ですけども、どういうものを想定された値段なのか。

当然、導入するときには入札にかけるということだと思うんですけども、それはどのような対応を考えておられるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） それでは、1点目のタブレットのアンケート調査の状況につきましてご報告をさせていただきます。

8月11日現在の今回補正予算をお願いした時点での人数等となります。調査の対象とさせていただきますのは、75歳以上のみの世帯では1,494世帯、そのうち回答をいただきましたのが1,123世帯、貸与を希望されたのが310世帯となっております。

視覚障害がある方につきましては、調査の対象とさせていただきますのは58人、そのうちご回答いただきましたのが46人、貸与の希望をされたのが9人となっております。

聴覚に障害がある方につきましては、対象とさせていただきますのが83人、回答いただきましたのが69人、貸与を希望されたのが16人。

それから、視覚・聴覚を重複して障害がある方につきましては、5名の方がいらっしゃいまして、回答いただきましたのは5名のうち2名、そして希望いただいたのは1人。

全体で申しますと、調査の対象としましたのが世帯を含めまして1,640人ということになりまして、回答いただきましたのが1,240人、合計で希望いただきましたのが336人となっております。

この後、追加でも調査をさせていただいておりますので、現時点で今お答えさせていただきましたのは補正予算の算定に基礎とさせていただいた人数ということになっております。

それから、2点目にお尋ねいただきました74歳以下の方への対応につきましては、今回、調査をさせていただきましたのは75歳以上ということで区切りを設けさせていただきました

たけれども、それ以外の方につきましては個々にまたご対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 3点目の75歳以上の意向調査の関係ですけれども、確かに第1回目、7月13日の締切りで一度取りまとめをさせていただきましたけれども、先ほどございましたとおり、未回答の方がまだございまして、8月の中旬に改めて再度調査をかけておまして、現在、回答が随時来ておるという状況でございます。いずれにしましても、本日、議会の議決をいただいた後に、本格的にそういった形で周知も含めまして、一日でも早いこと配付ができるような形で取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、タブレットにつきましては、今回、あくまでも町が購入したものを貸すというのではなくて、可能な限り一定期間で集中的に配付を行うということを目的にしておりますので、アプリの本体、また各家庭への訪問による機器の設置や操作方法の説明等々を含めまして、ワンパッケージで取組を行いたいという目的で業務委託により執行をする予定をいたしております。ですので、本町が機器を導入するのではなく、各家庭に配備する機器については委託先の事業者のほうで貸与いただくということになりますので、そういった部分も含めまして、できるだけ早期に円滑に支援を希望されるご家庭に配付ができる方法を検討して予算のほうを提案させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回、タブレットの本体購入とか設置とか説明とかいろいろ予算が組まれているわけで、個人負担は1,000円ということではありますが、来年度は利用料1,000円のみで、ほかに、町の委託に関する負担というのはないのか。

それと、壊れた場合、これは委託料に入っているのかどうかお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 利用料金につきましては、先ほど福祉支援課長からございましたとおり、3年間につきましては全て公費負担ですので、利用される方の負担は生じないということでございます。

また、故障等々の場合は、その都度連絡をいただいて、事業者とともに対応してまいりた

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 1点目ですけども、タブレットの貸与に3万円ということですが、これは本年度分の貸与の経費なのか。まずそれを第1点お聞きいたしておきます。

それと、翌年度以降の経費ですが、使用料が消費税込みで年間1万5,840円ということになるんですが、これ以外に何か経費の見込みはされているのか。

この2点につきましてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 今回の予算でお示しをさせていただいております1台当たりの単価につきましては、3万円というものが含まれた単価でございますけれども、翌年度以降からはこの部分は単価にはならないということで考えております。あくまでも3年間を維持できる機器を準備いただく経費として3万円ということで考えております。

それと、次年度以降につきましては、今議員がおっしゃったように、利用料の分につきましては当然必要になってくるわけでございますけれども、それ以外の経費という部分につきまして、一定出てくる可能性もありますけれども、契約に向けて今後詳細を詰めていきたいというふうに考えておりますけれども、基本的には利用料に係る部分の経費について、残り2年目、3年目は必要になってくるという認識はいたしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） タブレットも3年分見であるということになりますと、委託契約期間が3年間になるのかどうか、その点お聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 事業者との契約につきましては、それぞれ単年度で3年間契約を結ぶということで考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） タブレットの使用料といいますかリース料といいますか、その分につきまして3年間ということになりますと、単年度契約ということでは後年度負担の分は見えないということなので、3年間の契約が必要ではないかなというふうに思います。この契約によりまして債務負担が生じるということになりますので、これは債務負担行為の設定

が必要ではなかったのかなという思いはしてるんですが、その辺の見解をお聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） そういうことも一定視野に入れておりましたけれども、基本的には、今年度の予算でお示ししている内容につきましては、本年度分に限っての利用料の分のみを入れておるといことでございますので、令和4年度、令和5年度につきましてはそれぞれ契約を結びまして、それにかかる利用料を含んだ内容をお支払いをしていくというふうに考えて、予算としてもそれぞれ単年度での計上という整理をさせていただいております。

以上です。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） こういった部分につきましても、いろんな提案もいただきながらの中で調整を進めてまいりまして、一定今の段階、今のお示ししている内容で取組を進めていきたいという整理をしたところでございます。契約につきましても、初年度のみそういった媒体機器の経費がかかってきて、翌年度以降はそれにかかる固定経費のみという考え方の中で制度設計をしたところでございます。そういった整理をしたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 先ほどお尋ねした調査票の関係です。回答では、未回答の方があったので再度発送したということで、遅れてきておるといことだと思っておりますけども、7月13日までに回答された方については、1か月以上何の連絡もないということになっておるので、やっぱり何らかの連絡が必要ではないか。回答した方はタブレットが必要だし、何とか早くしてほしいという思いで回答された方と思っておりますけども、その方からすれば何の連絡もない。支所に行って聞いても分からんと言われるということで、こういうことでは本当に不信を買います。もちろん回答がなかった方についてまた再発送は、それはそれでやるわけですが、しかし、一応、調査票では7月13日までに返送くださいとなっていたので、一旦そこで切って、それまでに回答された方についてはしっかり連絡をするということが調査を実施した側としての当然の処置だと思っておりますけども、その辺もう一度お尋ねを

しておきたいということ。

それから、タブレットの関係で、委託料ということで事業者がそれぞれの個々に貸与するということです。3万円をタブレットの委託料として払うということで、それは使用料みたいなものだと思うんですけども、そういう形で使用料として委託料の中で処置をするのは本来の考え方だと思うんですけども、タブレット1台3万円を町が購入して業者に委託をしてということではなしに、業者が購入してそれぞれの該当の方に貸与するという方法だと思うんですけども、3万円でタブレットそのものを1年で業者に払うということで、業者がそれを対象の人に貸しておるということになって、町の会計上の問題から言うと、今ご指摘もあったけども、毎年必要な経費を予算計上するというのが本来のやるべきことではないかと思うんですけども、私も改めてお尋ねしておきます。

それから、ケーブルテレビの自主放送番組にデータ放送を導入してアプリを放映するというございますけども、これは具体的にいつから実施をしようとされておるのか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） ご質問の1点目、7月13日を期限としてアンケート調査をいたしまして、その後の連絡等につきましては、議員おっしゃっていただきましたように回答がなかった方につきましては、もう一度案内をさせていただきますとご回答いただいたりはしております。その後、アプリの設置等につきましては、今回、補正予算を議決いただきましたら、予算化していただきました時点で早急にまた対応させていただいてご連絡等をさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 委託料の関係です。今回は、機器購入を行政が行うわけではなくて、あくまでもそういったサービスを一体的に行っていただける業者との業務委託契約という考え方でおります。リース契約でもないということで、こういった形での考え方を基に本町が求めておる内容に対しての業務契約を結んでいただくという内容でございます。

よって、特に利用料等々につきましても、その年度年度で発生するものがございますので、それぞれ単年度でその部分については今後はお支払いをしていくことになると思います。

また、ケーブルテレビのデータ放送の導入の時期につきましては、令和3年度予算で計上させていただくということでございますので、できる限り早期に取組をしてまいりたいと考えております。まず予算の中では、令和3年度末までには当然導入は行うわけですけれども、

一月でも二月でも前倒しでできるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 先ほどのタブレットの関係で、委託料として相手の業者に払うということだと思うんですけども、そうすれば、タブレットそのものは購入というよりも利用料になると思うんですね。業者が買って貸与するというのであれば、タブレットそのものは業者の所有ということになると思うんです。今の考え方からすれば、それを町は借りて、使用料を払うという考え方ではないんですか。タブレットそのものは業者の所有で、それを貸与するという説明だと思うんですけども、そうすれば、町はタブレットの使用料を払うという考え方ではないのかどうか改めてもう一度伺っておきたいと思います。

それから、先ほど7月13日までに返送という調査票の関係ですけども、7月13日までに回答された方が何人あったか分かりませんし、タブレットを希望された方が何人あったか分かりませんけども、その方は調査票に回答したけども、1か月以上何の連絡もないということなんです。だからその人については手紙を出すとか、連絡をするとかして事情を説明しないと、支所に行って聞いても分からんと言われるし、どうなってるだということなので、もう少しそこら辺は丁寧な対応が必要だと思うので、改めてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 今、タブレットが表に出てるんですけども、あくまでも町としては、こういった情報入手の伝達手段を目的に業務委託をするということでございまして、その手段としてタブレットというものを事業者側が用意をして町が行うサービスを委託するというところでございます。タブレットありきではなくて、情報伝達をいかに本町が目的どおりに行っているかという観点での業務委託というふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） タブレットの設置等を希望された方の対応につきましては、直接そういったお声を確認はしていないところなんですけれども、できるだけ早期にまた連絡等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今回の導入につきましては、京丹波あんしんアプリ、特に災害弱者ま

た情報弱者である後期高齢者に的を絞って情報伝達をしていこうということで、大変結構なことだというふうに思うんですけども、後期高齢者以外の方で、それ以下の私も高齢者ですけども、生活弱者である方とか全ての町民の皆さんが公平に情報を入手できる仕組みを構築する必要があると思います。特に近年の気象状況の変化に伴いまして、先日から雨も全国的に降りまして被害も出ております。そういったときにやはり停電時等でもこういったあんしんアプリの情報入手というのは大変必要だと思いますし、その安心安全を全ての町民の皆さんが共有できるということが不可欠だと思うんですけども、今後の情報伝達手段の方向性についてのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） この盆頃の豪雨に対しましても、大きな災害は出なかったわけですが、避難ということで対応させていただいた状況になりました。これまでから申しておりますが、その際も、地元の方々、また消防団、また民生児童委員の方々等のご協力によりまして、スムーズに避難等もされたということで安堵しているわけですが、防災アプリを導入してからの初めての避難行動でございまして、そのあたりもスムーズに運んだということで、一定効果を発揮したのではないかと考えております。そういったあんしんアプリを使つての緊急情報でありますとか、また、先ほど来申し上げておりますとおり、ケーブルテレビのL字放送、またそれぞれの消防団が地域で消防車両による放送もしていただきまして、あらゆる媒体を使いましてスムーズで安全に避難ができる体制を構築しているというふうに考えております。それに加えまして、今回の補正予算で提案させていただいております主にはタブレット、またDボタンの放送でありますとかそういったところも加えまして、あらゆる情報をあらゆる角度から取得して安全に避難できるというようにと思っております。まだまだ構築したばかりで、そのあたりの運用につきましてはもう少し考える部分もあるかもしれませんが、今後はそういったところも見直しを行う上で、よりよい防災体制を築き上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） この予算なんですけども、初め、私は、タブレットは町が買って、それを業者にあれするのかなと思ってたんです。でも、タブレットだったら大体3万円ぐらいで買えるかなと思ってたんですけども、それが3万円が3年間の保守料というのか、業者のタブレットを借りて、それを1万円か何かでそういう委託みたいな感じでしてるんです

けれども、それだったら単年度ごとに契約というのはしていかなあかんのと違うかなと思うんですけど、その点はどのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 先ほども申し上げましたとおり、今回につきましては、あくまでも目的という部分については、各家庭であんしんアプリ向けの情報を音声で放送できる環境の構築を委託業務として考えておるものということでございます。そういった中での手段としてのタブレットという予算を編成する上での1つの考え方で、一定業者等の見積りももらう中で、本体代にかかる経費については初年度、それ以降については一定の固定経費という考え方で進めてまいっておりますので、そこについてはあくまでも委託業務というところでご理解いただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

先ほどの委託料とかタブレットについてなんですが、期限は3年間ということで提案されているんですが、今年度の年間の委託料を含めて予算が書かれているんですが、令和4年度とか令和5年度にかかるタブレットとか、途中で申込まれたりとかの費用の発生とか、いろいろ変化があると思うんですが、3年間という枠切りではそうした委託料を発生させるということではできないのか。1年間で3年間の見積りをするということはちょっと考えられないような感じもするんですが、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 令和3年度、初年度につきましては、こういった形で1台に5万1,700円が必要であるという見積りでございます。それ以降につきましては、それ以外の固定経費ですが、月額利用料、こういったものに基づく1台当たりの契約をしていく形に、その方法も含めてこれからまた事業者との契約が決まれば調整もしていかなければならないんですけども、そういった形での単年度での契約ということでございます。それぞれの年度で発生する内容につきましては、その中で一定想定をした契約にしていくということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

提案された補正予算の内容は、合併後、ケーブルテレビの告知端末機を活用してきた町などからの音声によるお知らせを7月31日で終了しました。これに代わる取組として、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどに京丹波あんしんアプリをダウンロードして、これまでの音声によるお知らせをスマートフォンや携帯電話のメール等で受信できる方法を採用し、7月には各集落の公民館などで巡回訪問も実施し、利用者の拡大を図ってきました。

しかし、スマートフォンや携帯電話を持たない町民への対策は何も示されておらず、置いてきぼりであり不十分であると、6月定例会で私は指摘をいたしました。

町は、6月30日付で75歳以上の高齢者世帯、7月16日付で視聴覚障害の方への調査票を送付して状況把握を行いました。

今回、その結果を受けて、タブレットを社会福祉生活情報支援事業として410台、障害者支援事業として40台の費用と合わせてタブレット設置、登録、操作説明等の業務委託料として2,326万5,000円を提案されました。この予算には賛成するのですが、次の点を指摘し改善を強く求めるものです。

1つには、今回調査の対象とした75歳以上の高齢世帯や視聴覚障害のある方以外に、スマートフォンや携帯電話を持たない町民に対してどうするのか。75歳以下の町民も対象に加え、情報難民は作らない立場で取り組むことが必要です。

また、スマートフォンや携帯電話を持っている75歳以上の町民の方でも、子どもなどとの連絡用などでメールは見ない、やり方も必要ないので知らないなど事情は個人個人に差があります。希望する町民にはタブレットを貸与することが必要です。情報が等しく届くように取り組むべきです。

2つに、昨日、町民の方から、京丹波あんしんアプリの普及に向けての調査票について回答したがどうなっているのか。締切りが7月13日だったが、1か月以上になるが何の連絡もない。今、台風や前線による大雨の警報が出されていても、詳しくは各市町村からの情報で行動してくださいとテレビで放送されるが何も分からない。不安である。新庁舎建設では、災害時、災害時と言われるが、肝腎な今、警報が出されても情報が分からないのでどうなっ

ているのか。支所に行っても分からないとの返事で、支所と本庁の連絡や連携はどうなっているのかと、憤慨されての連絡がありました。スマートフォンや携帯電話を持たない町民は、台風や前線の影響で大雨警報などが出されても必要な情報が届いていないのです。これからの8月、9月の対策も必要です。区長さんや民生委員さんなどの協力も得て対応を検討すべきです。何より大事なことは、親切丁寧な対応と情報が届かない町民を1人も作らない決意で取り組むことです。本来なら、今回提案をされている自主放送番組にデータ放送システムの導入でアプリ配信をテレビで放映する。ケーブルテレビ施設管理事業告知放送の提出と同時に実施すべき事業であることも指摘するものです。問題は、スムーズに民営化に移行するための対策や対応が町民の安心安全を第一にして考えられていないことです。住民目線が全く見えません。住民合意が置き去りにされています。ケーブルテレビの民営化を早期に移行することが第一の目的として、対応も対策も不十分なまま告知放送を7月末で終了する。これは町民の安心安全の確保を最優先にするのではなく、ケーブルテレビ民営化を最優先にした考え方によって、弱い立場の高齢者、障害者などへの対策が結果として後回しになっていたのです。また、スマートフォンや携帯電話を持っている町民の中でも、情報難民になっている方もあることを前提にして取り組むべきです。憲法や地方自治法の本質をしっかりと基本にして住民自治の立場に立つべきです。行政は、弱い立場の住民を最優先に考えるのが町政のあるべき基本的立場であることを厳しく指摘して、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和3年第5回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

午前 10 時 25 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 村山 良夫

〃 署名議員 坂本 美智代